

令和5年度 西脇子ども会議及び子どもの意見聴取について

1 趣旨

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例（令和2年4月施行）、こども基本法（令和5年4月施行）及び児童の権利に関する条約に基づき、子どもたちが社会の一員として自分の意見を表明できる機会を設け、その意見を子ども施策の策定等の反映につなげる。

2 実施状況

- (1) テーマ 『こどもの笑顔があふれるまち西脇市に向かって、私たちが今できること』
- (2) 開催日 令和5年12月17日
- (3) 参加者 小中高生 13人、大学生ボランティア 4人
- (4) 講師 大阪教育大学教育学部教授
大阪教育大学附属天王寺小学校長 小崎恭弘先生
- (5) 当日の様子

小崎先生から『笑顔の大切さ』や『子どもの権利条約（4つの原則）生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利』などについて講義いただきました。その後、グループワークを実施しました。



3グループに分かれて積極的に意見を出し合いました。最後に各グループごとに発表を行いました。

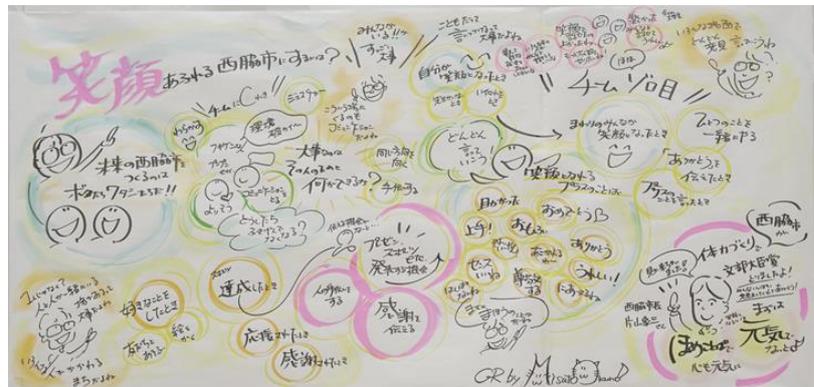


令和5年度
西脇子ども
会議_HP



(6) グラフィックレコーディング

グラフィックレコーディングを導入し、先生の講義や各グループの発表の内容をリアルタイムで分かり易く図解しました。



3 出された意見（こどもの笑顔があふれるために…）

- ・笑顔になれる言葉「笑顔になれるプラスのことば」「感謝を伝えること」をどんどん言っていこう！
- ・積極的に手伝いをする事や一緒に何かに取り組むこと、発表する機会があること が大切
- ・過去に自分たち（高校生）が企画し、年齢が違う人たちがひとつのことを協力してやることで交流ができ、皆が笑顔になった。西脇市の多世代の方々が交流し、笑顔になるものを自分たちが企画できるのでは？

小崎先生から…

- ・コミュニケーションが大切。一緒に笑顔になれる人間、機会、場があることが必要 ⇒ 西脇はそれが多い！
- ・例えば、Miraie では子どもたち、中学生、高校生、赤ちゃん、お父さん、お母さん、お年寄りなどいろいろな人が集まっている。西脇には、いろいろな人が関わる土壌や文化がある。取組もある。
- ・西脇が今後発展していく…それを支えるのはみんな。大人ではない。今後もみんなの意見を聴かせて欲しい。
⇒ 今後、子どもたちの意見を聴きながら、取組を考えていく必要がある。子どもや保護者等様々な立場から意見を聴き、こどもプラザ等の運営に反映させる。

4 今後について（子どもの意見聴取について）

こども基本法第11条

- ・地方公共団体は、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

【意見聴取に係るポイント】

- ・子ども・若者等が本音で意見を言える場をつくることが大切
 - ・こども基本法や子ども権利条約の原則を自治体の施策の中で根付かせていくことが重要
 - ・子ども施策は、子どもの成長に対する支援や、結婚・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育や雇用環境、小児医療、若者の社会参画や就労支援等、子どもや子育て家庭に関連する幅広い施策が含まれるため、どの部署からも、意見が聴けるようにしておくことが必要
 - ・「意見を表明する」⇒表に出てきて強く主張するものだけを取り上げてはいけない。不登校の子どもたちや特別支援学校の子どもたちの声にならない声、内にある思いを含め全てを聴いていくのが意見聴取
 - ・こども・若者の参加者を確保することの難しさを踏まえた仕組みづくりが必要
 - ・意見表明は、「子どもの権利」として、その機会は、常態的にあることが望ましい。
- ⇒こども家庭庁の仕組みに倣って、登録制の仕組みづくり、意見を聴く内容等によって、対面、オンライン、アンケートなどの手法により、意見を聴いていくのはどうか。 ※参考資料 別紙 3-1

様々な手法を取り入れながら、子どもたちの意見を聴けるようにしていくことが大切！

※Nishiwakiこども若者 いけんプラス 会議 対面・オンライン チャット アンケート など

…令和7年度開始に向け、今回の子ども・若者・子育て支援アンケートでいただいた意見を参考にするとともに、意見を聴く対象（施策、事業）などの庁内調整、仕組みの検討、関係者調整を行い、子ども・若者の意見を聴く仕組みを考える。

